

太田市保育園等利用児童おむつ給付事業
質 問 回 答

令和8年8月7日

(質問事項は原文のまま掲載しています。)

No.	質問事項	回答
1	【仕様書1頁】 委託料は未締め未払いでの支払いになる、という認識でよろしいでしょうか？	毎月末締・翌月中の支払を想定しております。
2	【仕様書2頁】 利用人数は、こども課様で Excel 等にとりまとめていただいて報告をお願いするのと、当社が各施設から人数を報告いただくのと、どちらの運用になりますでしょうか？	利用人数の集計方法について、指定はございません。
3	【募集要項8頁】 提案書への記載内容に、「※1 審査対象品は1品とする。ただし、当該商品のサイズ展開のみで仕様を満たせない場合のみ、補完する商品を併せて提案することができる。」とありますが、弊社が提案を検討している商品では、S サイズはテープタイプ・パンツタイプの両方がございますが、M サイズ以上はパンツタイプのみのサイズ展開となっております。0～2 歳児の利用に支障がない仕様を満たす提案として、上記のサイズ展開（S：テープ・パンツ、M 以上：パンツのみ）の構成で「仕様を満たしている」と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4	【募集要項 8 頁】 企画提案書およびプレゼンテーションの作成にあたり、貴市の実情やニーズにより合致した具体的なご提案を差し上げたく存じます。つきましては、審査委員の構成について、ご教示いただけますでしょうか。（例：こども課課職員〇名、園長〇名、など）	委員構成については、差し控えさせていただきます。
5	【募集要項 3 頁】 プレゼンテーション当日の運用や準備の為、プレゼンテーションの出席可能人数についてご教授ください	参加人数に制限は設けておりませんが、会場の都合上 4～5 名までの参加を想定しております。
6	【公告 1 頁】 （2）応募者の資格 ④について プライバシーマーク等の取得状況による応募資格の有無について確認です。弊社ではプライバシーマークの取得作業中で現在は未取得ですが、提案予定の業務において利用者様の個人情報を取り扱いません。 この場合、応募時点では未取得の場合でも応募資格は有すると認識しておりますがお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	【実施要領 5 頁 項番 1 （4）月額の利用料】 年齢や使用状況によって複数の利用料を設定してもよろしいでしょうか。	実施要領 3 頁「2 業務概要（4）業務委託費の上限」に記載の業務委託費の範囲内での履行が可能であれば、差し支えありません。
8	【実施要領 4 頁 8 企画提案書】 提案書ですが縦向きの指定はございますか。 様式自由との記載は拝読しておりますが、（8）企画提案書の表紙が縦方向のため合せるべきか確認のため質問させていただきました。また、（8）企画提案書の表紙は提出する提案書と併せて綴じる必要はございますか。	提案書の記載方法に指定はございません。 縦横どちらの記載方法でも結構です。 企画提案書表紙は提案書と併せて綴じていただき、ご提出ください。

9	【公告 2 頁】 「契約保証金は、太田市契約規則（平成 1 7 年規則第 7 5 号）に定めるところによる。」とありますが契約保証金を個人または任意の第三者を保証人（連帯保証人）として立てることで代用することは可能でしょうか。	契約保証金の支払いにおける、連帯保証人の擁立による代用は不可とさせていただきます。 ※太田市契約規則第 2 1 条に定める、契約保証金の減額及び免除できるとする事項に連帯保証人の擁立は該当しないため
1 0	【実施要領 5 頁】 「項番 1 サブスクリプション基本内容（4）月額の利用料」とありますが、納品実績数に応じた実費請求（おむつ 1 枚あたりの単価×納品実績数）を採用いただくことは可能でしょうか。	児童 1 人あたり単価×利用人数での請求を想定しております。
1 1	【仕様書 2 頁】 「1 1 発送等（2）通常利用すると推定される数量よりも発注数量が著しく多い又は少ない場合は、受注者で納品数量を調整することができる。」とありますが、在庫管理の主体は各保育施設様であるという認識で合っておりますでしょうか。（導入初期の発注に際して児童数や年齢数をもとに目安の初回配布数量をご案内することは可能です。）	請負企業が在庫管理を主に担うことを妨げるものではありません。
1 2	【公告 1 頁】 「6 応募条件（1）応募者」について、A 社（質問者）は B 社との協業により運営しております。 営業、商品調達、配送を A 社が担い、園・保護者様に直接関わる、説明会・申込受付・問い合わせサポート・決済等を B 社 に委託しております。公募への応募に問題はないか否か、ご教授ください。	業務の一部再委託については、実施要領「1 5 その他（4）」にお示しのとおりです。 但し、A 社が B 社との協業で応募し、且つ A 社ないし B 社が単独で応募する場合は、公平性の観点から不可とさせていただきます。